医師免許又は歯科医師免許を取得された方へ

Ⅰ．医師届出票又は歯科医師届出票の提出について

医師法又は歯科医師法の規定により、医師、歯科医師は、２年ごとの年末（次回は平成３０年１２月３１日）における氏名、住所、従事先の名称等の事項を翌年の１月１５日までに、保健所を経由して、厚生労働大臣に届け出なければならないこととされています。就業地又は住所地の保健所備付けの下記所定の用紙により、届け出を行って下さい。（届け出を怠った場合は、罰金刑に処せられることがあります。）

また、厚生労働省ホームページ上で運用している「医師等資格確認検索システム（国民が医師・歯科医師の資格の有無を確認するサービス）」は、本届け出票を提出された方が表示対象となっていますので、届け出を怠った方は、氏名等を検索することができません。

※　登録済証明書の記載に係るお詫びと訂正

免許登録時に発行した登録済証明書において、次回の届出を誤って<u>平成３２年</u>とご案内しておりましたが、正しくはこちらの案内のとおり、<u>平成３０年</u>が次回の届出となります。お詫びして訂正いたします。

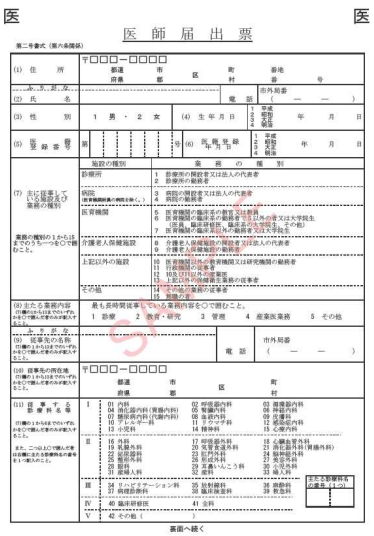
医師届出票

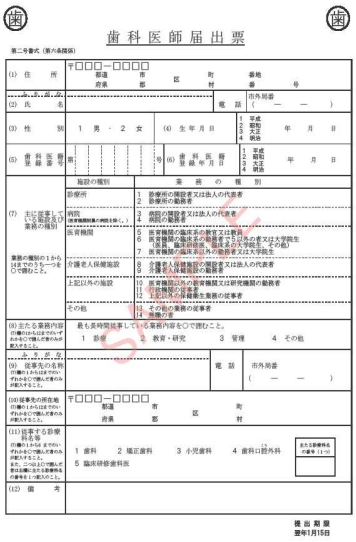
歯科医師届出票

Ⅱ．各種申請手続きについて

下記の事項が生じた時には、住所地を管轄する保健所等で申請手続きを行って下さい。
※詳しくは各申請書裏面をご覧ください。

（１）籍訂正申請

本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については国籍）、氏名、生年月日及び性別に変更を生じたときは、３０日以内に医籍又は歯科医籍の訂正申請が必要です。

（２）再交付申請

医師免許証又は歯科医師免許証を亡失又はき損したときは、再交付申請をすることができます。

（３）登録まっ消申請

死亡又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法による死亡又は失そうの届出義務者が、３０日以内に登録のまっ消申請が必要です。

【お問い合わせ先】
厚生労働省医政局医事課
試験免許室免許登録係
TEL 03-5253-1111（内線2576、2577）